

離島のガソリンスタンド等支援事業 実施の手引き

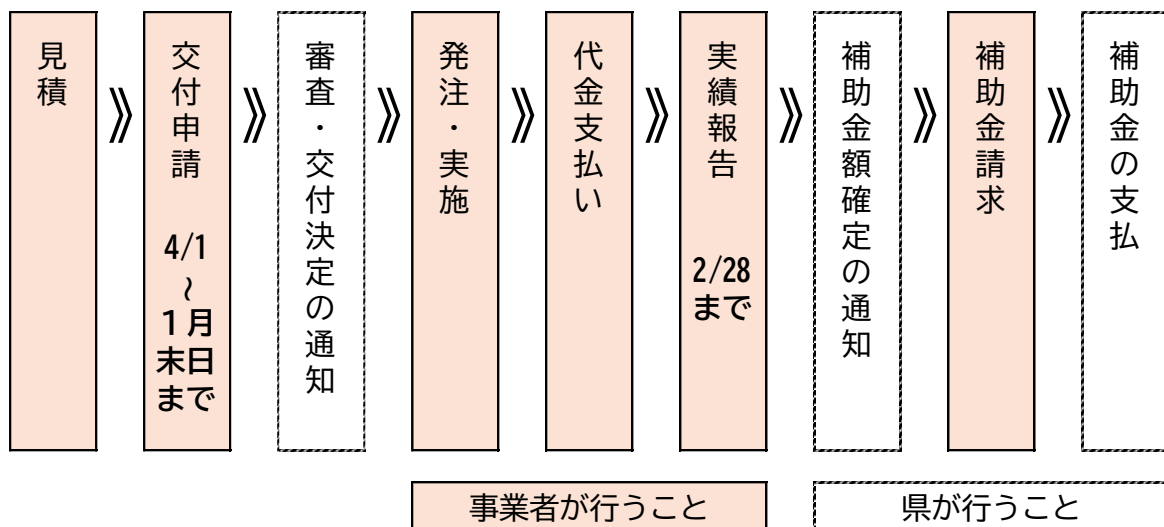
1 概要

- ・ 小規模離島の石油製品販売事業者を対象に、石油製品の販売に必要な法定検査費、設備等の補修・改修費及び備品等の購入費を補助します。
- ・ 年間の補助上限額は、1 販売店あたり年間 45 万円（税抜）です。1 事業者で複数の販売店を運営している場合は、各販売店ごとに 45 万円まで補助金を受けることができます。

区分	補助対象 (詳細は「8 補助対象経費」参照)	上限額
法定検査	・ 地下タンク、タンクローリー等の定期点検 ・ 計量機、タンクローリー等の計量器検定 ・ 揮発油の分析	1 販売店あたり 45 万円 (消費税除く)
設備等の補修・改修	・ 給油設備、注油設備、電気設備など	
備品等の購入	・ 消火設備、スプレー高圧洗車機など	

2 手続きの流れ

- ・ 交付申請は毎年4月1日から翌年の1月末日までとなります。
- ・ 県による交付申請の審査後、交付決定通知を送付しますので、法定検査、設備等の補修・改修、備品等の購入は必ず交付決定後に発注してください。
- ・ 検査等を実施し、その代金のお支払いを済ませた上で、2月28日までに実績報告書等を提出してください。



3 交付申請

- ・ 4月1日から翌年の1月末日までの間に、以下の「提出書類」を電子メール、ファックス又は郵送でご提出ください。

【提出書類一覧】

- ・ 離島のガソリンスタンド等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ① 法定検査
 - ・ 2社以上の見積書の写し（既存の契約に基づき検査を実施する場合は、契約書の写し及び見積書の写し等金額が確認できる書類）
 - ・ 前回の法定検査等の実施日や有効期限が確認できる書類（結果報告書の写し、検査・検定済証等の写しやシール貼付の写真等）
- ② 設備等の補修・改修、備品等の購入
 - ・ 2社以上の見積書の写し（既存の契約に基づき設備等の補修・改修を実施する場合は、契約書の写し及び見積書の写し等金額が確認できる書類）
 - ・ 備品等の購入の場合は、購入備品等のパンフレット等

（補足）補助金交付上限額・申請回数

- ・ 補助金の交付上限額は、法定検査費、設備等の補修・改修費、備品等の購入費の合計で、1販売店あたり45万円（税抜き）となります。※消費税は補助対象外。
- ・ 効用の増加価格や取得価格が50万円以上（税込み）の検査、設備等の補修・改修、備品等の購入は補助対象外となります。
- ・ 交付申請は、1販売店あたり原則3回までとなります。複数の検査、設備等の補修・改修、備品等の購入が同時期となる場合は、まとめて申請してください。

【1回あたりの補助の例】

【例①】
検査等の額が
45万円以内の場合

45万円以内
（補助対象）

【例②】
検査等の額が
50万円未満の場合

45万円超～50万円
（補助対象外）

45万円以内
（補助対象）

【例③】
検査等の額が
50万円超の場合

50万円超
（補助対象外）

【2回目以降の補助の例】

1回目の申請で
10万円申請

①10万円

2回目の申請で
15万円申請

②15万円

①10万円

3回目の申請が
30万円の場合

10万円
（補助対象外／上限超）

③20万円
（補助対象）

②15万円

①10万円

合計
45万円

5 補助事業の実施（発注・実施・代金支払い）

- ・ 県による交付申請の審査後、交付決定通知が送付されますので、交付決定通知を受け取った後に、法定検査、設備等の補修・改修、備品等の購入を発注してください。
- ・ 交付決定日前に発注した場合は補助対象にはなりませんのでご注意ください。
- ・ また、検査等の実施、発注先への支払いは必ず2月28日までに終わってください。発注先への支払いが2月28日を超えた場合は補助対象になりません。

6 実績報告、補助金請求

- ・ 検査等の実施、発注先への代金支払いを終えたら、支払いから30日以内又は2月28日のいずれか早い期日までに、以下の「提出書類」を電子メール、ファックス又は郵送でご提出ください。
- ・ 発注先からの請求書など必要な添付書類が提出できない場合には、補助金を交付できないことがありますので、補助金請求まで大切に保管してください。

【提出書類一覧】

- ・ 離島のガソリンスタンド等支援事業実績報告書（様式第7号）
- ・ 離島のガソリンスタンド等支援事業支払請求書（様式第8号）

【添付書類】

① 法定検査

- ・ 発注先からの請求書の写し
- ・ 発注先への振込を証する書類の写し（現金払いの場合は発注先からの領収書の写し等）
- ・ 法定検査等の結果報告書の写し（実施回数分）
- ・ 計量器検定の場合は、検定後の検定証印等の写真

② 設備等の補修・改修、備品等の購入

- ・ 発注先からの請求書の写し
- ・ 発注先への振込を証する書類の写し（現金払いの場合は発注先からの領収書の写し等）
- ・ 設備等の補修・改修の場合は、作業（工事）完了報告書の写し及び補修・改修前後の写真等
- ・ 備品等の購入の場合は、納品書及び設置後の写真等

7 帳簿の管理等

- ・ 補助事業に係る補助金収入については、帳簿上他の収支と区別して管理してください。
- ・ 当該帳簿及び補助金申請等に関する書類一式は、補助事業完了の年度以降5年間保存する必要があります。
- ・ 定期的に、県による補助金検査がありますので、検査の際は、当該帳簿及び補助金申請等に関する書類を速やかに提示できるよう、日頃から書類等の整理をお願いします。
- ・ 書類の紛失等で提示ができない場合は、補助金を返還する必要が生じる恐れがあります。

8 補助対象経費

【法定検査】

補助対象経費	例示等
(1) 消防法第14条の3の2の規定に基づく取扱所及び貯蔵所の定期点検	給油取扱所、移動タンク貯蔵所、一般取扱所等の法定点検
(2) 計量法第70条の規定に基づく計量器検定	石油製品販売に使用する計量機、タンクローリーの計量器検定
(3) 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の規定に基づく揮発油の分析	登録分析機関に委託する揮発油の分析

【設備等の補修・改修】

補助対象経費	例示等
(1) 給油設備及び注油設備（本体及び付属設備、土台）	計量機補修、ノズル交換、ホース交換、POS設備交換、アイランド補修等
(2) 電気設備（動力設備、電灯設備、照明設備）	照明器具交換、配線補修等
(3) 洗車機	基盤交換、ブラシ交換等
(4) キャノピー	屋根張替え、塗装等
(5) 防火塀	ブロック積み替え、塗装等
(6) タンク設備及び配管（本体及び付属設備）	タンク本体、通気管、油配管、注油口、漏えい検査管、油面計等の補修、タンク定期清掃等
(7) ベーパーリカバリー装置	
(8) 土間	土間補修
(9) 油水分離槽	定期清掃等
(10) 建屋	販売施設の外回り補修、外壁・屋根塗装、室内天井・内壁補修等
(11) 空調設備（石油製品販売事業所内の設備に限る）	販売室等のエアコン補修等
(12) 給排水衛生設備（石油製品販売事業所内の設備に限る）	販売室等の給排水設備、トイレ設備の補修等
(13) その他、石油製品販売に使用する設備	個別に相談ください

【備品等の購入】

補助対象経費	例示等
(1) 消火設備	消火器、消火器格納容器等
(2) スプレー高圧洗車機	高圧洗浄機
(3) カーマット洗浄機	
(4) 車内用掃除機	
(5) オイルチェンジャー	
(6) クーラーガス充填機	
(7) タイヤ交換用設備及び器具	タイヤチェンジャー、ジャッキ、リフト等
(8) 空気圧充填設備	エアーコンプレッサー、エアーゲージ、ホースリール等
(9) バッテリーテスター	
(10) ベーパーリカバリー装置	
(11) 内燃機関発電設備	
(12) 緊急時用移動式ポンプ	
(13) 混合油計量機	
(14) 配線用漏洩遮断機（電子ブレーカー）	
(15) 備品棚	I S U、ピットにおける備品棚
(16) バッテリー充電器	バッテリーチャージャー、ジャンプスターター（携帯電話等への充電機能が無いものに限る）
(17) レジスター（石油製品の販売に使用するものに限る）	
(18) P O S（石油製品の販売に使用するものに限る）	
(19) 車両及び船舶の修理用工具	インパクトレンチ、工具セット、スキャンツール等
(20) 計量機	石油製品販売用計量機（全油種）
(21) 空調設備（石油製品販売事業所内の設備に設置するものに限る）	
(22) 灯油配送システム（ソフト及び車載用端末）	ソフト及び車載用端末（パソコンは対象外）
(23) 自動車用灰皿洗浄機	
(24) 洗車タオル用洗濯機（石油製品販売事業所に設置するものに限る）	
(25) 情報通信機器（石油製品の販売に使用するものであって、石油製品販売事業所に設置するものに限る）	石油製品販売に使用する業務用パソコン、F A X等
(26) その他、石油製品販売に使用する備品等	個別に相談ください